

2005年4月12日

財団法人放送セキュリティセンター

放送分野における認定個人情報保護団体の設立
ならびに認定取得についてのお知らせ

当財団法人放送セキュリティセンター（理事長 森本 哲夫）では、4月1日より施行されました個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第37条～49条に基づく「認定個人情報保護団体」となるべく、総務省に認定申請していましたが、本日、同省より「認定個人情報保護団体」の認定を頂きましたので、ここに発表するとともに以下概略説明します。

記

- (1) 当財団は1990年（平成2年）10月に財団法人衛星放送セキュリティセンターとして発足以来、有料放送システムにおける暗号の管理などセキュリティに関する業務を行うとともに、有料放送に関する調査研究活動を行うなど有料放送の健全な普及発展に努めて参りました。

当財団では上記の既存業務に加えて、個人情報保護法の全面施行に伴い、放送分野における「認定個人情報保護団体」としての業務を開始すべく検討をしてみましたが、今般、当財団の寄付行為を変更して、対象事業者の個人情報の適正な取扱いに関する業務を追加するとともに、名称を「財団法人放送セキュリティセンター（略称 SARC : Secure Broadcasting Authorization and Research Center）」に改称して、総務省に対し「認定個人情報保護団体」としての認定の申請を行い、本日の認定書交付となりました。

（別添 財団法人放送セキュリティセンターの概要参照）

(2) 認定個人情報保護団体としての業務内容

- ① 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談の対応
- ② 対象事業者に対する個人情報の適切な取扱いを行う上で必要な情報の提供、並びに個人情報保護法その他の規範を遵守させるために必要な指導、勧告等
- ③ 対象事業者

対象事業者としては、当「認定個人情報保護団体」の認定業務の対象事業者となることに同意して頂いた事業者となります。

[本日時点での登録対象事業者（あいうえお順）]

- (社) 衛星放送協会
- (株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ
- (株) スター・チャンネル
- (社) 日本ケーブルテレビ連盟
- (株) WOWOW

(社) 衛星放送協会（会員数110社）並びに（社）日本ケーブルテレビ連盟（同368社）加盟全社にも対象事業者にご参加頂くようご案内をしております。なお、ホームページに上記の対象事業者リスト及び視聴者からの苦情・相談のプライバシーを保護するための個人情報保護指針を掲出する予定です。

④ 業務体制並びに業務開始予定

対象事業者の放送視聴者からの苦情・相談の受付等については、当財団内に設置した「個人情報保護センター」で行いますが、個人情報保護センターの業務開始は5月10日を予定しております。

⑤ 苦情・相談の受付先

苦情・相談は下記で、電話、メール又は訪問頂いて受付します。

名称：財団法人放送セキュリティセンター内個人情報保護センター

住所：東京都港区赤坂2-21-25 マニユライフプレス赤坂ビル

電話：03-3585-6231(苦情・相談受付専用)

苦情・相談受付時間：午前10時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く。）

なお、午後12時から午後1時まではお昼休みとします。

メール：soudan@sarc.or.jp（苦情・相談受付専用）

URL：<http://www.sarc.or.jp>

以上